

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十五号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

本則（第十七条第二号、第二十二條第二項、第二十六條第三項、第五十七條第六項及び第六十條第二項を除く。）中「請負人」を「受注者」に改める。

第十條第一項第五号中「てん補する」を「填補する」に改める。

第十三條中「、第三者」を「、当該第三者」に改める。

第十五條第二項中「工事製品」を「工場製品」に改める。

第二十條第一項第二号中「同條第四項の工事で」を削り、同條中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、知事との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

第二十二條第二項中「請負人が」を「受注者が」に、「請負人に」を「受注者に」に改める。

第二十三條第二項中「、検査」を「、当該検査」に改め、同條第五項中「検査」を「第二項の検査」に改める。

第二十五條第十項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第二十六條第三項中「請負人が」を「受注者が」に、「所有」を「所有し、」に、「請負人は」を「受注者は」に改める。

第二十八條第一項第四号中「わき水等」を「湧水等」に改め、同條第二項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第三十條第一項中「自然的又は」を「自然的若しくは」に改める。

第三十一條に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。知事は、その工期の延長が知事の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第三十五條第二項中「以下」の下に「本条において」を加え、同條第四項中「第一項中」を「同項中」に改める。

第三十七條及び第三十八條第一項中「てん補された」を「填補された」に改める。

第三十九條第一項中「知事及び」を「知事と」に、「双方の責めに」を「のいずれの責めにも」に改め、「以下」の下に「本条において」を加え、同條第二項中「前項の損害」を「

同項の損害」に、「てん補された」を「填補された」に、「同じ」を「損害」という」に改め、同条第四項中「以下」を「第六項において」に改める。

第四十条第一項中「第三十条まで、第三十二条」を「第三十二条まで」に改める。

第四十二条第一項中「前条第二項」の下に「(同条第六項後段の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。)」を加え、同条第三項中「以下」の下に「本項において」を加える。

第四十四条の見出しを「(前金払及び中間前払)」に改め、同条第五項中「前払金額」の下に「(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)」を、「範囲内で前払金」の下に「(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下本条から第四十六条までにおいて同じ。)」を加える。

第四十七条第三項中「前項の確認」を「同項の確認」に改める。

第四十九条第二項中「第四十八条」を「前条」に改める。

第五十一条第二項中「第八十七条第一項」を「第九十四条第一項」に改め、同条第四項中「き損した」を「毀損した」に、「第二項の」を「第二項に」に、「き損の」を「毀損の」に改める。

第五十三条第二項中「以下」の下に「本条において」を加え、同項第一号中「前払金」の下に「若しくは中間前払金」を加え、同条第三項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第五十四条第三項中「違約金」を「同項の違約金」に改める。

第五十四条の二第一項第一号中「この項及び次項」を「本項及び次項並びに次条第一項」に、「同法第四十九条第七項」を「同条第七項」に改め、同項第二号中「同法第五十条第五項」を「同条第五項」に改め、同条第二項中「第八条第一項第一号」を「第八条第一号」に改める。

第五十四条の三第一項第一号中「以下同じ」を「以下本項において同じ」に改め、同項に次の二号を加える。

六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、知事が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第五十七条第三項を次のように改める。

3 第一項の場合において、第四十四条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第四十七条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第五十四条から第五十四条の三までの規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率の割合で計算した額の利息を付した額を、

解除が前二条の規定によるるときにあつては、その余剰額を知事に返還しなければならない。
第五十七条第四項及び第五項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第六項中「請負人は」を「受注者は」に、「請負人が」を「受注者が」に、「所有」を「所有し、」に改め、同条第七項中「工事用地等を」を「工事用地等の」に改め、同条第八項中「第五十四条の二又は第五十四条の三」を「から第五十四条の三まで」に、「第五十五条又は前条」を「前二条」に改める。

第六十条第二項中「請負人が」を「受注者が」に、「請負人は」を「受注者は」に改める。
第六十一条中「前条の規定」を「同条の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に入札の執行手続が完了している建設工事の執行方法については、なお従前の例による。